

公 有 財 産 売 買 契 約 書 (案)

売出人沼津市（以下「甲」という。）と買受人[※落札者]（以下「乙」という。）との間において、次の条項により公有財産（物品）の売買契約を締結する。

（信義・誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（対象物品）

第2条 本契約の対象物品（以下「売買物品」という。）は、次のとおりとする。

物 品 名

車体番号

数 量

保管場所

（売買代金）

第3条 売買物品の売買代金は、金[※落札金額]とする。

（売買代金の支払い）

第4条 乙は、前条に規定する売買代金（納入済みの契約保証金がある場合であって、当該契約保証金を売買代金に充当するときは、当該充当後の残額）を、甲が指定する納付書により、甲の指定する期日までに、所定の金融機関に納付しなければならない。

（所有権の移転）

第5条 売買物品の所有権は、乙が第3条に規定する売買代金の納付を完了したときに甲から乙に移転するものとする。

2 甲は、前項の規定により売買物品の所有権が甲から乙に移転した後、乙の請求に基づき、甲が準備すべき移転登録等に要する書類を作成して乙に渡すものとし、乙は、当該書類の受領書を甲に提出するものとする。

3 乙は、遅滞なく移転登録手続きを行い、自動車検査証等の写しを甲に提出しなければならない。これに要する費用は、乙の負担とする。

（売買物品の引渡し）

第6条 甲は売買物品の所有権が甲から乙に移転した日から30日以内に甲が定める日に当該物品を乙に引渡し、乙は、直ちに当該物品の受領書を甲に提出するものとする。

2 乙は、売買物品の引受け及び搬出の実施については、関係法令を遵守し甲の指示に従うとともに、これにかかる保険加入、輸送手配等の手続きを自己の負担により行わなければならない。

（危険負担及び契約不適合責任）

第7条 本契約締結後に売買物品が甲の責めに帰することができない理由により滅失又はき損したときは、その損失は乙の負担とする。

2 乙は、本契約締結後に売買物品に関して本契約の内容に適合しない状態があることを

発見しても、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

（契約の解除）

第8条 甲は、次のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。この場合において、乙が納付した契約保証金（入札保証金を充当）は、甲に帰属するものとする。

- (1) 乙が、本契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 乙が、売買物品の所有権が甲から乙に移転した日から30日を過ぎてもこれを引き取らないとき。
- (3) 乙が、沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者と判明したとき。
- (4) 乙が、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分を現に受けている、又は受けたことのある団体又はその代表者、主催者若しくはその構成員と判明したとき。

（損害賠償）

第9条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

（契約の費用）

第10条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、乙の負担とする。

（裁判管轄）

第11条 本契約から生じる一切の法律関係に基づく訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって、管轄裁判所とする。

（疑義等の決定）

第12条 本契約に関して疑義があるとき、又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記の契約の成立を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

売払人（甲） 静岡県沼津市御幸町16番1号
沼津市長 頼 重 秀 一

買受人（乙）